

作成日 令和7年1月23日

令和7年度 施行

介護予防教室開催業務委託

(高齢者支援課介護予防係)

公示用

介護予防教室開催業務委託

項 目	単 価	数 量	月数	単 位	金 額	備 考
介護予防教室開催業務		60	12	月		
小 計						
再 計						
消 費 税 10 %						
合 計						

仕 様 書

(介護予防教室開催業務委託)

1 目的

要支援等の介護認定者が増加していることを背景に、現在、介護認定を受けていない高齢者が要介護認定となることを予防するため、気軽に通うことができる介護予防教室（まる元運動教室）を開催することで、介護予防に取り組んでもらい、健康寿命の延伸を図る。

2 対象者

65歳以上の町民で医師から運動を禁止されていない方
（送迎付き介護予防教室参加者、体力増進教室参加者、介護保険の要介護認定者を除く）

3 定員

3クラス各20人（ただし、指導員が認めた場合は各クラス25人までは受入可能とする）

4 実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

5 実施場所

めむろ駅前プラザ『めむろーど』（芽室町本通1丁目19番地）等
やむを得ない事由により、会場を使用することができない場合は、町内の他の公共施設で実施する場合がある。

6 実施時間

毎週火曜日（祝日及び役場閉庁日等を除く）

- ・Aクラス：午前 9時30分～午前11時00分
- ・Bクラス：午後12時30分～午後 2時00分
- ・Cクラス：午後 2時00分～午後 3時30分

7 実施内容

事業の実施にあたっては、実施機関全体における実施計画を作成し、委託者の了解を得た上で、以下に定める事項に基づき実施すること。

(1) 教室運営

- ・会場設営、後片付け
- ・健康状態の確認（まる元運動教室の基準に準じる）
- ・受託者による介護予防プログラム、レクリエーション等
- ・教室終了時に参加者に関する健康状態等についてカンファレンスを実施
- ・3か月毎に体力測定を実施する

(2) 個別健康相談・健康指導

参加者から聞き取った相談等については、カンファレンスにて共有する。

(3) 評価

教室にて実施した体力測定結果を共有すること。また、調査研究等に伴う情報共有をすること。

(4) 実施報告

教室実施毎に報告書を委託者に提出する。

(5) 町民活動総合保障制度の適応

町民活動総合保障制度の適応となる事故が発生した時には、直ちに委託者に報告すること。

8 スタッフ等の確保

健康運動指導士他、教室運営に必要なスタッフは、受託者より派遣すること。

ただし、教室実施に係る周知、参加者の決定事務、当日の受付及び医療専門職による健康チェック（体調管理）については、委託者が実施する。

9 その他留意点

(1) 関係書類は契約満了後においても5年間保存すること。

(2) 上記に記載のない事項については、協議すること。